

令和2年度新潟県育成センター運営要項

1. 運営要項の目的

育成センター活動の目的達成と同時に、安全・安心を確保した運営のため、運営要項を定める。

2. 運営スタッフ

① 全体総括

育成センターに関するマネジメント、指導内容、指導者の統制等、全てを統括する。

② カテゴリー総括マネージャー

(1) 全体総括・指導スタッフと連携を取りながら、カテゴリー内の活動を掌握する。

(2) カテゴリー間連携を強化し、選手の情報共有を行う。

③ 任期 任期は1年とする。

3. 指導スタッフ

① 全ての指導者は、一般財団法人新潟県バスケットボール協会(以下県協会)ユース育成委員会により任命された者で、JBA公認コーチライセンスを有する有資格者とする。

② 指導スタッフは、JBAユース育成事業の趣旨を理解し、カテゴリー総括マネージャーと協力して育成センター活動の充実を図る。

③ 育成センターの活動単位ごとにメインコーチ、サブコーチ、マネージャーを置く。マネージャーはカテゴリー総括マネージャーと連携して事務的業務も行う。

④ 育成センターの活動単位ごとに指導の充実と次代を担う指導者の養成を図ることを目的として、若干名の支援コーチをおくことができる。

⑤ 任期は1年とする。

4. 年間計画の作成と実施報告の提出

① カテゴリー総括マネージャーは、所定の用紙にて年間計画を作成し、参加者に示すと共に全体総括・県協会ユース育成委員長に提出する。

② 育成センター実施後は、活動の記録としてマネージャーが所定の実施報告を作成し、カテゴリー総括マネージャーに提出する。これをまとめて新潟県協会ユース育成委員長が新潟県協会に報告する。

5. 名簿作成

育成センターごとに選手およびスタッフの名簿を所定の書式にて作成し、指定された期日までに提出する。

6. 運営費・経費等

① 選手からの参加料と補助金(D-fund)により運営する。

② 運営費は、施設使用料、事務経費、スタッフ旅費/指導謝金・日当、会議費にあてる。(支出規程については、別途定める。)

③ ブロック交歓会等の遠征の場合、新潟県協会強化費の支出に拘らず、別途会計報告を行う。

尚、特別な場合は選手から参加料を徴収することもできる。

7. 保険

① 育成センター活動では、選手をスポーツ傷害保険に加入させなくてはならない。

② 育成センター活動では、指導スタッフをスポーツ傷害保険に加入させなくてはならない。

8. 会計報告

① 全体の会計処理は、新潟県バスケットボール協会事務局が行う。

② マネージャーは活動単位ごとの会計処理を行い、新潟県バスケットボール協会事務局に提出する。

9. 選手の参加規程

① 育成センター活動を優先する。

② 全国大会やそれに準ずる公式戦の予選等と日程が重複した場合は、チームの活動を優先することが出来る。

(平日の活動を実施する場合、選手・所属チームにあらかじめ日程を示し、過剰負担とならないように配慮する。)

③ 学校行事による欠席は認める。

10. 選手の選考基準

- ① 「日本代表または新潟県代表選手として」活躍が期待できる力、素質(精神的な要素も含む)を備えていると思われる選手。
- ② 意欲、意思をもって活動に参加できる選手。
- ③ バスケットボールのパフォーマンス (精神的、技術的、身体的) が傑出している選手。

11. 県DCの編成

- ① U11/U12 : 県DC選考会を実施して20名程度を選出する。
- ② U13 : 前年度U12県DC選手を選出。活動状況を見て入れ替えをする。
- ③ U14 : 前年度U13県DC選手を選出。活動状況を見て入れ替えをする。
- ④ U15 : 11月にU15県DC選考会を実施して20名程度を選出する。
- ⑤ U16 : 前年度のU15県DC選手に県外出身者などを追加して編成する。

12. 選考担当者

- ① ブロックDC : 各カテゴリー県DCスタッフおよび統括、各カテゴリー県協強化委員会担当者
- ② 県DC : 各カテゴリー県DCスタッフおよび統括、各カテゴリー地区ユース育成コーチ
- ③ 地区DC : 各カテゴリー地区DCスタッフ、各カテゴリー地区強化担当者

13. スタッフ規程

① 指導内容

- (1) JBA技術委員会より提示された内容に準じた指導内容とする。(新潟県選手への伝達機能も有する)
- (2) 人間教育を重視する。(JOC強化方針「人間力なくして競技力向上なし」)
- (3) 習熟度、発育発達状況を考慮し、柔軟な指導を行う。
- (4) 個の育成を主眼とする。オフェンス、ディフェンス、トランジションにおけるファンダメンタル技術およびプレーの習得を目指す。
- (5) 勝利至上主義に陥ることのない育成コーチングの場となるよう配慮する。

② コーチ研修会

年度当初に全ての育成コーチを対象としたコーチ研修会を実施する。研修会に参加できない場合は、これに代わる指定の講習会に参加しなくてはならない。

③ 指導者の任命制

県協会ユース育成委員会の任命とする。すなわち、問題のあるコーチに対しては、任命権者である県協会ユース育成委員会がこの任を解くことができる。

④ スタッフの資質

JBAインテグリティ委員会による「クリーンバスケット、クリーン・ザ・ゲーム」を遵守し、暴力根絶宣言を行い、行動規範を順守する。

※ 不適切な指導や安全義務違反等過失の重い事故が生じた場合、保険だけでは対応できないことがあること、指導者個人が訴訟対象となることを認知しておくこと

14. 安全対策と緊急時対応マニュアル

① 選手の傷害・疾病

保護者・選手に対して、「指導中の傷害・疾病に対して、指導者は現場での応急措置を行うこととするが、その後の責は負わないこと」を告知する。(危険の認知の範囲として)

② 育成センター活動中に起こる事故等に対する緊急対応マニュアルや緊急連絡網を作成しておくこと。

③ 選手・スタッフの怪我・事故、選手間のいじめ・暴力等が発生した場合、スタッフはカテゴリー総括マネージャーおよび全体総括に報告する。特に入院・通院加療が必要な怪我の場合は速やかに報告すること。